

民 法 (100点)

第1問

個人で事業を営むAは、金融業者Bから、返済期を1年後として事業資金100万円を借り入れた。その際、Bから連帯保証人の提供を求められたAは、C名義の委任状を提示した上で、借用書の連帯保証人欄に「C代理人A」の署名・押印をして、Bに差し入れた。1年後の現在、Aは、無資力で、Bに対する貸金債務の返済が困難な状況にある。

C名義の委任状に関して下記(1)(2)の事情がある場合に、Bは、Cに対して、100万円の支払を請求することができるか。各場合について検討しなさい。なお、利息・遅延損害金については考慮しなくてよい。

(1) Aの古くからの友人であるCは、Aに頼まれて、連帯保証人となることに同意し、委任状を交付した。その際、Cは、Aから、「Aの事業は好調であり、また、自宅の土地・建物にも抵当権を設定するから、絶対にCに迷惑をかけることはない。」との説明を受けていたが、実際には、Aの事業は赤字が続いており、また、Aは借家住まいで土地・建物を所有していなかった。

(2) Aの妻であるCは、Aから連帯保証人となるように頼まれたが、それを拒絶した。ところが、Aは、無断でCの実印を持ち出し、C名義の委任状を作成した。

第2問

A社とB社は、継続的な取引関係を有しており、毎月、互いに複数の債権を取得していた。その清算については、長い間の慣行に従って、毎月の決済日（両社とも15日）の1週間前までに、前月の決済日以降当月の決済日までに弁済期が到来する債権とその総額を両社の経理係が確認し、その差額を一方が他方に支払う（約定した銀行口座への振込みによる）ことになっていた。

Aが債務者となる取引については、Aの作成した約款が使われており、その中には、Aに対する債権を譲渡するには、事前にAからの書面による同意を要する旨の条項が含まれていた。

2016年11月15日に決済される債権は、AのBに対するものが3本で合計2500万円、BのAに対するものが10本（以下、まとめて「本件債権」という）で合計1600万円となっていた。

10月20日に、Bは、Aの同意を得ることなく、Aに対する本件債権をCに譲渡した。内容証明郵便によるBの譲渡の通知は、同月21日にAに到達した。本件債権の譲渡を受けたCは、Bと所在地や取締役が共通する会社であり、独立した組織の実体を欠いていた。この事例につき、以下の問いに答えなさい。

問1

11月15日のCからの1600万円の支払請求に対して、Aはどのような主張をすることができるか。

問2

問1と異なり、CはAに請求せず、10月27日にAの約款を知らないDに本件債権を売却した。普通郵便によるCの譲渡の通知は、同月28日にAに到達した。11月15日のDからの1600万円の支払請求に対して、AはDが債権者ではないと主張することができるか。